

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十一号

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第七十一号

）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項を次のように改める。

<p>八 条例別表第二の十六の項11 の宅地造成及び特定盛土等規 制法（昭和三十六年法律第百 九十一号）の施行に係る事務 のうち規則に基づく事務であ って別に規則で定めるもの</p>	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（ 昭和三十八年十一月奈良県規則第三十三号。 以下この項及び次項において「規則」という。 ）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 規則第四条各号の規定による工事着手 届等の受理（第十六条第一項において準 用する場合を含む。）2 規則第六条第一項の規定による協議申 出書の受理3 規則第六条第二項の規定による協議申 出書の受理4 規則第八条第一項の規定による変更協 議申出書の受理5 規則第八条第二項の規定による変更協 議申出書の受理6 規則第九条第二項の規定による工事一 部完了検査申請書の受理（第十六条第一 項において準用する場合を含む。）7 規則第十条第二項の規定による一部中 間検査申請書の受理（第十六条第一項に おいて準用する場合を含む。）
---	--

別表第二中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

<p>九 条例別表第二の十七の項の宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 規則第四条各号の規定による工事着手届等の受理（第十六条第一項において準用する場合を含む。）2 規則第六条第一項の規定による協議申出書の受理3 規則第六条第二項の規定による協議申出書の受理4 規則第八条第一項の規定による変更協議申出書の受理5 規則第八条第二項の規定による変更協議申出書の受理6 規則第九条第五項において準用する同条第二項の規定による工事一部完了検査申請書の受理（第十六条第一項において準用する場合を含む。）7 規則第十条第五項において準用する同条第二項の規定による一部中間検査申請書の受理（第十六条第一項において準用する場合を含む。）
--	--

附 則

この規則は、令和七年五月七日から施行する。